



~ 資本市場調査本部情報 ~

2006年12月28日全2頁

# 2007年度税制改正大綱(証券税制)

制度調査部 吉井 一洋

10%の軽減税率を1年間延長

# 【要約】

2006年12月14日に与党の2007年度税制改正大綱が公表された。

懸案の証券税制については、株式の10%軽減税率の適用期限を1年延長することとなった。

以下、与党の税制改正のうち、株式の軽減税率に関する部分を解説する。

# 1. 与党の大綱の内容

現行税制では、上場株式や公募株式投資信託の譲渡益については 2007 年末の譲渡まで、上場株式の配当や公募株式投資信託の収益分配金については 2008 年 3 月末まで、10%の軽減税率が適用される。

2006年12月1日に公表された政府の税制調査会の2007年度税制改正の答申では、この10%の軽減税率を期限到来とともに廃止して20%に引上げ、金融所得課税の一体化を検討すべきとしていた。金融所得課税一体化とは、利子、配当、株式譲渡益などをはじめとする金融所得を合算し、まとめて同じ税率で課税するという方式である。

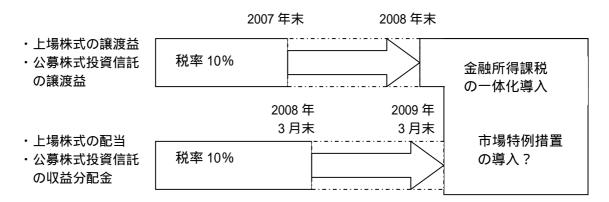
しかし、税率が 10%から 20%に引上げられることにより、株式市場に悪影響を与えることが懸念されたことから、与党の税制改正大綱では株式の 10%軽減税率の適用期限を、次のように 1 年間延長し、その後廃止することとしている。

上場株式や公募株式投資信託の譲渡益...2008 年末まで

上場株式の配当や公募株式投資信託の収益分配金...2009年3月末まで

その一方で、金融商品間の損益通算の拡大などによる金融所得課税一体化の内容を検討し、2009年度から導入を目指すこととしている。

図表 証券税制の今後のタイムスケジュール



### 2.金融所得課税一体化と株式優遇税制

金融所得課税の一体化により、株式の譲渡損などの損失を配当や預貯金の利子など他の金融所得から控除することができるようになれば、リスクを負った投資が行いやすくなる側面はある。しかし、一体化により上場株式の譲渡益・配当等の税率が10%から利子と同じ20%に引上げられれば、投資家は株式への投資を減らす可能性が高い。

そもそも株式の場合、法人段階と個人株主の段階での二重課税が問題となる。

配当の場合は、法人が支払う段階では法人税等を課税され、個人株主がその配当を受け取る段階でさらに所得税等が課税される。

譲渡益の場合も次のような二重課税が生じていると考えることができる

法人段階で法人税等を課税した後の所得が内部留保され、その内部留保された分だけ法人の 株価が上昇する。

の内部留保による株価上昇分をその法人の個人株主が株式を譲渡して実現した場合に、さらに所得税等が課税される。

これに対し、利子の場合は、法人が支払う段階では損金算入されるため法人税はかからず、利子を受け取る個人の段階でのみ課税される。

したがって、株式の配当や譲渡益については、法人段階と個人段階の二重課税を調整せずに単純に個人の段階の税率を利子と同じ 20%にそろえただけでは、利子と比べて税負担の面で不利になる。

与党の大綱では、2009 年に金融所得課税一体化に移行する際には、市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講じることとしている。この市場特例措置の内容がどのようなものかは現段階では不明だが、「貯蓄から投資」の流れを定着させ、リスクマネーの供給を促進し、経済をより活性化するためには、何らかの形で株式の軽減措置を残すことが望まれる。例えば、上場株式の譲渡益・譲渡損についてその2分の1を金融所得に合算することとすれば、適用する税率は他の金融所得と同じ20%だとしても、実質的には現行の10%の税率を適用しているのと同じ税負担となる。

### 3.番号制度の導入

株式譲渡損と他の金融所得といった損益通算の範囲の拡大については、政府税調の答申では、その条件として、金融所得用の納税者番号制度の導入や特定口座の活用を検討すべきとしている。特定口座で損益通算を行うとすると、取引を一つの業者の特定口座に集約することになる。しかし、顧客の中には複数の専門的な業者との取引を望む顧客も多数いる。さらに、株式は銀行では取り扱えず、預貯金は証券会社では取り扱えないことを考えれば、損益通算を行うためには番号制を導入し確定申告する制度を導入した方が現実的である。いずれにしろ、検討に相当程度の期間を要すると思われ、金融所得課税一体化を2009年(度)から導入するというのはかなりタイトなスケジュールであると思われる。

